

報告第73号

平成16年1月16日承認

上水道部会水道工務分科会の事務事業調整方針について

上水道部会水道工務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年1月16日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第73号

協 議 会 報 告 項 目

上 水 道 部 会

水道工務分科会 13-3

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
13 - 3 - 1	各自治体の配水池からの配水系統の把握	5/8			5/22	
13 - 3 - 2	配水圧対策(3階直結給水)	5/8			5/22	
13 - 3 - 3	施設の耐震性への配慮	5/8			5/22	
13 - 3 - 4	設計、積算方法	5/8			5/22	
13 - 3 - 5	給水戸番図の作成業務	5/8			5/22	
13 - 3 - 6	水道マッピングシステム導入計画	5/8			5/22	
13 - 3 - 7	拡張事業(平成14年度以降分)	5/8			5/22	
13 - 3 - 8	老朽管更新事業	5/8			5/22	
13 - 3 - 9	開発行為に伴う指導要綱、基準(水道関係)	11/11			11/27	
13 - 3 - 10	漏水修繕工事体制	5/8			5/22	
13 - 3 - 11	漏水修繕工事の費用負担の範囲	5/8			5/22	
13 - 3 - 12	屋内漏水調査業務	5/8			5/22	
13 - 3 - 13	消火栓及び仕切弁の維持管理	5/8			5/22	
13 - 3 - 14	漏水防止業務	5/8			5/22	
13 - 3 - 15	道路及び河川の占用許可の更新業務	5/8			5/22	
13 - 3 - 16	水道業務無線	5/8	10/2		10/9	
13 - 3 - 17	下水道事業等、他事業に伴う配水管移設工事	5/8			5/22	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道工務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 各自治体の配水池からの配水系統の把握	3浄水場の配水池及び、県営用水受水池2池からの配水系統を策定し、それに伴う管網解析をし、配管計画に基づき、配水している。津市では、各配水系統の水融通対策はできているが、丘陵地にある高茶屋配水系統のみが独立した状態にあることから、今後これを解消すべく高茶屋レスキュー対策を事業計画している	津市の1浄水場の配水池及び県営用水受水池2池からの配水系統を策定し、それに伴う管網解析をし、配管計画に基づき、配水している。久居市では、各配水系統の水融通検討は水道施設震災対策・基本計画で検討しているが、隣接市町村を含めた広域的な配管、また配管計画はないが、必要な事業として取り組んでいかなければならない	自己水源としての、浅井戸、深井戸、及び泉水による配水池10ヶ所より配水。	浄水場1か所、配水池3か所より配水。	5浄水場の配水池及び、県営用水受水池、津市からの受水池2池からの配水系統を策定し、各地域ごとの簡易水道で配水している。村内の統一はなされていない。	3浄水場9配水池より配水している。安濃町内にも水融通対策ができていない独立した状態の地区があることから、今後これを解消すべく対策を計画化していく必要がある
2 配水圧対策(3階直結給水)	第4回拡張事業計画において、一部地域での3階直結給水のための、施設の新設、改良計画を策定している。しかし、景気の長期低迷などにより計画後年度に先送りしている。(片田浄水場での対策)	-	-	-	-	-
3 施設の耐震性への配慮	耐震性については、施設では緊急遮断弁の設置、また、重要施設の前後には伸縮可撓管を設置している。管路施設においては、一部耐震管を使用している。設計耐震性については、震度6～7程度を目途に設計している。また、設計水平震度は0.3を採用している。	耐震性については、配水池では緊急遮断弁の設置、また、平成7年度以降の水管橋には伸縮可撓管を設置している。管路施設においては、主要管路はK型を使用していたが、耐震管(NS型)を使用計画し一部実施している。設計耐震性については、配水池について「水道用プレレストタンク設計施工指針(1998版)」に準じて安全性の確認を平成13年に行っている。	配水池に緊急遮断弁の設置、水管橋の前後に伸縮可とう管を設置している。	対応できていない。	対応できていない。	重要施設の前後には伸縮可撓管を設置している。管路施設においては、耐震管を使用していない。現在、安濃町での設計耐震性については、震度6～7程度を目途に設計している。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 津市の例により調整する。(合併と同時) 3. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	・配水系統は、全て県営水道を受水しての給水であり、自己水源、浄水場は保有しない。 ・現在、6分水で給水しており、このうち5分水が配水池からの給水、1分水が、直送となっている。今後、直送部分の廃止が、課題となっている。現在は、自町のみ給水体系であり、他市町村への給水は困難かと思われる	雲出川、長良川系の県水で受水している、また、山間部において、3簡水があり、老朽化が進んでいる。	簡易水道として特に系統を把握する必要はない、保管図面での都度確認水の融通対策は必要であるが、現時点で対応できていない	新市としての配水系等の見直しを図る。
-	-	-	-	
-	・緊急遮断弁を備え付けた配水池を増設しており、近年の管路施設においては、耐震管を使用している。日本水道協会「水道施設の耐震工法」に準拠して設計するようにしている。	配水管及び施設の耐震性については、平成8年度から新設に際し、設計時に耐震性について考慮している。	現在建築中の建物については実施しているが、埋設の管については行っていない	今後すべての施設について、耐震性を考慮するよう津市の例により調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道工務分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 設計、積算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:平成8年度から独自のシステムを導入</li> <li>・設計積算基準:厚生労働省積算の手引きを使用し、その他土木工事については、三重県土木工事積算基準を採用している。</li> <li>・単価:三重県企業庁の使用する標準単価を一部採用し、その他については、見積りと建設物価により算出している。</li> <li>・使用材料:日本水道協会の承認したもの、また、津市が特別に認めたものを使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:平成13年度から独自のシステムを導入(5年間の賃貸借契約)</li> <li>・設計積算基準:同左</li> <li>・単価:見積りと建設物価により算出している。</li> <li>・使用材料:日本水道協会の承認したものを使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:—</li> <li>・設計積算基準:同左</li> <li>・単価:同左</li> <li>・使用材料:同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:—</li> <li>・設計積算基準:同左</li> <li>・単価:同左</li> <li>・使用材料:町が承認したものを使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:—</li> <li>・設計積算基準:同左</li> <li>・単価:同左</li> <li>・使用材料:久居市に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算システム:—</li> <li>・設計積算基準:同左</li> <li>・単価:同左</li> <li>・使用材料:日本水道協会及び町が特別に承認したものを使用している。</li> </ul>
5 給水戸番図の作成業務	各戸の給水状況を図化する。年度毎に竣工図等の追加及び修正を行う。	年度毎に竣工図等により付図に修正を行う。平成14年度に給水図をゼンリン地図を利用したシステムとして作成中。	各戸の給水状況を図化する。配水管図の整備の中で戸番図も作成する。年度毎に竣工図等により付図に修正を行う。	各戸の給水状況を図化。一定期間で更新(1/5000)	—	平成14年度から3年計画で水道管理用システムを導入し、配水管図と共に電子化する。戸番図と併せて年度毎に、追加、修正を行う。
6 水道マッピングシステム導入計画	津市の地理情報システムとの整合、及び基本図作成経費の軽減を図るため、情報企画課と調整をし準備を進めている。	—	町内の配管及び工事竣工図面、給水工事の竣工図面等をコンピューターに入れ一元的に管理している。	—	—	平成14年度から3年計画で導入する。
7 拡張事業(平成14年度以降分)	県営用水受水に伴う配水本管の新設、また計画受水量に見合う配水池、ポンプ施設の新設、老朽化している各浄水場の改修事業	県営用水受水に伴う配水本管の新設、また計画受水量に見合う配水池(以上実施済み)、自己水源よりの取水井、浄水施設、配水池築造、老朽管の布設事業。簡易水道、専用水道の統合	県営水道受水に伴う配水管の新設(石綿管の布設替)を行う。	—	(H11~H15)県水受水による北部簡水統合事業 (H15~H17)平木簡水増補改良事業 (H18~ )中野・高宮簡水と北長野簡水の統合により未普及地域の解消事業	県営用水受水に伴う配水本管の新設、また計画受水量に見合う配水池、ポンプ施設の新設、電気計装設備等の整備を行っている。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市の例により調整する。(合併と同時) 5. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後、3年程度) 6. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後、3年程度) 7. 新市に移行後、速やかに調整。(合併後、1年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・設計積算システム:ー  ・津市を参考  ・津市を参考  ・津市を参考	・設計積算システム:ー  ・設計積算基準:・津市に同じ  ・単価:津市に同じ  ・使用材料:久居市に同じ	・設計積算システム:ー  ・設計積算基準:同左  ・単価:同左  ・使用材料:安濃町に同じ	・設計積算システム:ー  ・設計積算基準:同左  ・単価:同左  ・使用材料:安濃町に同じ	使用システム等の統一
竣工図等の追加及び修正を行う。	・戸番図も、2年に1回程度の見直しを図っている。 ・下水道工事による移動や宅地開発による新規設置が増加している。	各戸の給水状況を図化する。維持管理費は簡易水道のみ予算化している。年度毎に竣工図等の追加及び修正を行う。	工事図面を永久保存し、配水管図としている。	統一のマツピングシステム等の構築
ー	・全庁プロジェクトによるGIS導入を予定しており、16年度以降となる見込である。	白山町GIS基本計画により準備を進めている。	ー	マツピングシステム導入計画策定
ー	ー	ー	奥津簡易水道(旧西ヶ広簡易水道) 上八知簡易水道(旧小田簡易水道)	事業名及び事業区域の見直し

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道工務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 老朽管更新事業	・昭和初期から昭和30年代に布設された老朽管をダクタイル鋳鉄管に布設替えを行う。	・昭和30年代に布設された老朽管を耐震性ダクタイル鋳鉄管に布設を計画。	—	—	・基幹的施設改良事業(H13～H17)中野・高宮簡水(H19～H23)家所簡水(H24～H25)平木簡水	・昭和40年代に布設された老朽管の布設替を行う。下水道事業に伴う配水管布設替工事、その他支障工事の予定のない地区から老朽化の進んでいる箇所を優先して施工する。
9 開発行為に伴う指導要綱、基準(水道関係)  ※協議会協議項目	・開発指導要綱に基づき開発技術基準を設置し、開発行為を処理している。現在、津市水道では、開発技術基準に基づき、開発負担金の徴収をしております。開発面積1,000㎡以上のものについて適用している。その内容は、設計審査手数料、施設拡充費、洗管料等としている。また、津市では、開発行為は、原則的に受託していない。	・開発指導要綱に該当する案件は、開発事前協議会において指示し、給水条例による事前協議を別途行っている。現在、久居市では、久居市水道事業給水条例で、(水道水源施設等工事負担金)の徴収をしている。開発面積1,000㎡以上のもの等について適用している。布設口径φ30、布設延長50mの配管は、規程により原則として受託している。また、公共事業にかかる工事も原則として受託している。	・河芸町では、民間の開発事業に対して上水道供給と維持管理に係る費用負担として協定書を締結している。工事の受託はしていない。	・条例により指導。50ミリ以上の本管布設、10戸以上の住宅団地に対し、水道施設開発費。制度にはあるが、受託していない。	—	・安濃町宅地造成事業等に関する措置要綱により処理している。規則により、適用範囲、負担金の額、水量認定等を定めている開発行為の工事受託は、していない。
10 漏水修繕工事体制	津市水道指定事業者協同組合と漏水修繕等に関する年間委託契約を結び、給配水管の維持管理を行っている。	久居市水道指定店8店と漏水修繕等に関する年間委託契約を結び、給配水管の漏水修繕を行っている。	・漏水修理をしている町内4業者、町外1業者が修繕を行っている。	・町内指定給水装置工事業者に当番を割り振り、24時間体制で対応している。	・美里村簡易水道指定給水装置工事業者に漏水修繕等を依頼し、維持管理を行っている。	・安濃町指定給水装置工事業者の中から町内業者を選定(現在 11事業者)し、当番制(1週間交替)で漏水修繕等に対応している。



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 新市に移行後、速やかに調整する(合併後、1年程度) 9. 10. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・津市による施工	-	・昭和51年に布設された老朽管(VP管)を下水道事業に伴う配水管布設替工事等により施工する。	-	事業計画の見直し及び事業名の統一
-	・全般的事項の開発指導要綱が存在するが、開発技術基準は県に準じるものとし、単独の基準は設置していない。一志町開発指導要綱による開発寄付金が設定されているが、水道事業においては、次の開発行為に対し、水源確保のための負担金を求めている。 ◆一志町水道水源施設等工事負担金 ・対象事業 ①開発面積が1,000㎡以上で、10戸以上の宅地造成または日量20t以上の給水を望むもの ②口径40mm以上の給水管を望むもの ③一団地に10戸以上のアパートを建築する場合 ④口径40mm以下の既設管を40mm以上に増径、または40mm以上の既設管を上位口径に増径する場合 ⑤その他、管理者が協議の必要があると認めるもの ・負担金 1㎡につき80,000円 ・原則的に民間工事は受委託しないこととしている。	・白山町開発地域水道整備要綱により処理している。現在、白山町水道事業では、建設負担金の徴収をしている。その内容は、給水申込金、水道施設建設費である。	・美杉村開発事業の基準に関する条例で処理している	
・津市水道指定事業者により工事依頼をし、給配水管の維持管理を行っている。(町内業者で各月の当番制)	・水道業者の組合等が存在しないため、漏水修理等は、発生の都度、随意契約により発注する。従って、年間契約等は存在しない。	・白山町水道指定事業者協同組合と漏水修繕等に関する年間委託契約を結び、給配水管の維持管理を行っている。	・各簡易水道施設において漏水修繕の発生の都度対応する、組合管理の簡易水道については修繕額に応じ申し合わせに基づき対応	委託方法の統一

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道工務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
11 漏水修繕工事の費用負担の範囲	<p>・給水装置は個人の所有物との考えから、漏水修理や老朽化に伴う布設替えなどの費用は個人負担となっている。公道部分からの漏水については、水道局の費用で維持管理を行っている。また、宅地の中であっても、メーターまでに使用されている鉛管、メーター器後50cmに使用されている鉛管からの漏水、止水栓、メーター器本体、メーターパッキンからの漏水についても水道局の費用で修理を行っている。</p>	<p>・同左</p>	<p>・量水器までの給水装置の漏水は全額公費で修理を行っている。</p>	<p>・メーター器までの間は町の負担で行っている。止水栓、メーター器の修繕も同様。</p>	<p>・給水装置は個人の所有物との考えであるが、漏水修理や老朽化に伴う布設替えなどの費用は宅内に設置されているメーターをすぎた二次側パッキンまでは村の費用で維持管理を行っている。</p>	<p>・費用負担の範囲については、公道部分からメーター器本体までを水道課が負担し、それ以降宅内側は個人負担となっている。</p>
12 屋内漏水調査業務	<p>・水道使用水量増加に伴う、メーター器二次側直圧部分の漏水調査を個人からの依頼により、局職員5名で行っている。</p>	<p>・使用量の異常の場合、職員でメーターの確認をし、屋内漏水の場合は通知するが、漏水の調査はしない。</p>	<p>・使用量増加による、屋内漏水の調査に水道課職員が出向き行う。</p>	<p>・検針時に水量増加等があれば連絡はしているが、調査はしていない。</p>	<p>・水道使用水量増加に伴う、メーター器二次側直圧部分の漏水調査は行っていないが、依頼があれば調査を行う。</p>	<p>・原則として、メーター器二次側での漏水調査は、行っていない。</p>
13 消火栓及び仕切弁の維持管理	<p>・消火栓及び消火栓筐については、消防署の施設であるため、消防署から依頼を受け消防署の費用負担により水道局が維持管理を行っております。また、仕切弁については、不明仕切弁の調査、漏水の修理、筐の不陸などパトロールをし維持管理を行っている。</p>	<p>・消火栓及び消火栓筐については、環境安全課の施設であり、消防水利の点検の一環として施設点検は消防署が行っている。補修は水道課が消火栓設置工事の受託工事で行うか、環境安全課が直接行うこともあります。仕切弁については漏水調査のなかで漏水の調査を行っている。</p>	<p>・仕切弁、消火栓の漏水調査、嵩上げを水道課が行い維持管理に努めている。</p>	<p>・町より維持管理費の負担あり。</p>	<p>・消火栓及び消火栓筐については、消防担当の美里村総務課の施設なので、村の費用負担により水道課が維持管理を行っている。また、仕切弁については不明仕切弁の調査、漏水の修理、筐の不陸などの維持管理を行っている。</p>	<p>・消火栓については、役場総務課の費用負担により水道課が維持管理を行っている。仕切弁については、パトロールをし維持管理を行っている。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	11. 新たに対応を一元化する。(合併と同時) 12. 津市の例により調整する。(合併と同時) 13. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・津市と委託契約しているため、同様の取り扱いとなっている。	・公道及びメータ・止水栓までの間は、町の負担で修理している。メータ以降は、宅地内につき、個人負担としている。	・メーター器までの間は、町の負担で行っている。止水栓、メーター器の修繕も同様。	・公道及びメータ・止水栓までの間は、村の負担で修理している。メータ以降は、宅地内につき、個人負担としている。 ・直営の簡易水道はメーターまでの間は村で負担し行う、組合管理の簡易水道は工事費が20万円以上の場合は30%の負担金をもって村において工事を行う。	修繕範囲(費用負担)の一元化を図る。
・検針時に水量増加等があれば連絡はしているが、調査はしていない。	・検針時に異常水量が見られた場合、職員が確認を行い、漏水が確認された場合は、利用者の負担で修理されるようお願いしている。これ以上の対応は、現在はしていない。	・配水管については、漏水調査を行っており、各戸配水については、個人依頼により、町水道職員で対応している。	個人からの依頼により漏水調査機器を貸し出し調査する。	
・消火栓及び消火栓筐並びに仕切弁については、不明仕切弁の調査、漏水の修理、筐の不陸などパトロールをし維持管理を行っている。	・消防署において、定期的に消火栓の点検パトロールが行われており、この際に異状が見られたら水道課へ連絡がくることになっている。 ・消防担当課より消火栓維持管理負担金を徴収しているが、これは水使用料に相当する部分であり、修理の必要が生じた場合は、別途、受託修理契約により実費を徴収することもある。	・消火栓及び消火栓筐については消防署の管理であるが、現在、水道担当による維持管理を行っている。費用負担も水道担当の占有物件であるが、今後は消防署に移管する予定である。	直営及び組合管理の簡易水道施設の消火栓は、消防署により定期的に点検する	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道工務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 漏水防止業務	・津市全域を16ブロックに分割し3～4年周期で調査を実施し有収率の向上を図る。	・久居市全域のうち毎年2,000戸、管路延長30Km程度漏水調査を実施し有収率の向上を図る。	・夜間の配水量を調査し、配水量の多い地区は漏水調査をして有収率の向上を図る。	・職員によるパトロール。町民からの通報。	・村内の有収率が低い地域を優先的に、調査を行う。	・職員による漏水調査を定期的に行うとともに、検針時には検針員が調査している。
15 道路及び河川の占用許可の更新業務	・毎年、更新期限の切れる物件について、継続申請を行う。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
16 水道業務無線	・年、2回各無線機の点検を行う。	・同左	—	—	—	—
17 下水道事業等、他事業に伴う配水管移設工事	・下水道事業下水道管布設、雨水管渠築造工事、三重県建設部道路改良事業等に支障となる、上水道配水管・幹線等を移設(仮設・本設)する事業(受託工事要領有り)	・公共下水道事業工事等に支障となる、上水道配水管を移設(仮設・本設)する事業	・下水道事業に伴い支障となる配水管の移設工事を行う。	・他事業の支障となる管の移設。下水道事業にあわせた老朽管の更新。	・下水道事業下水道管布設、三重県建設部道路改良事業等に支障となる、上水道配水管・幹線等を移設(仮設・本設)する事業	・下水道事業、その他事業支障による配水管布設替工事を行う。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 津市の例により調整する。(合併と同時) 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。 16. 新市移行後、当分の間現行のままとし、随時調整する。(合併後3年程度) 17. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	・町内5地区毎年1地区ごとに、業者委託にて漏水調査を実施している。	-	
・同左	・同左	・同左	・同左	
-	-	-	-	新市において、地域防災無線との統合化を調整する。
・下水道事業下水道管布設、雨水管渠築造工事、に支障となる、上水道配水管・幹線等を移設(仮設・本設)する事業	・中勢沿岸流域下水道事業等に伴う管渠の布設に伴い支障となる水道管の配水管、給水管等を移設(仮設、本設)する事業	・下水道事業下水道管布設、雨水管渠築造工事、三重県建設部道路改良事業等に支障となる、上水道配水管・幹線等を移設(仮設・本設)する事業	・農業集落配水事業等による水道管移設工事は、その事業によって補償工事を行っていく。	